

# 岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程

平成20年4月30日

市水道局管理規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山市水道局契約規程(平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。)、岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成21年市水道局管理規程第18号。以下「特例規程」という。)、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程(昭和62年3月1日市水道局管理規程第2号。以下「審査等に関する規程」という。)及び岡山市水道局委託業務の執行の適正化に関する要綱(平成16年市水道局訓令第4号)に定めるものを除くほか、岡山市水道局(以下「局」という。)が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の契約について、一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 市内業者 岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者をいう。
- (3) 準市内業者 前号に掲げるものを除き、岡山市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を岡山市内に有する者をいう。
- (4) 市外業者 前2号に掲げるものを除く者をいう。

(対象業務)

第3条 一般競争入札を実施する建設コンサルタント業務等(以下「対象業務」という。)は、許容価格が100万円を超えるのものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条及び地方公営企業法

施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13の規定に該当する場合並びに水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（参加資格）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる参加資格要件を充足しなければならない。

- (1) 令第167条の4及び規程第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 審査等に関する規程に基づき一般競争入札参加資格が決定され、対象業務（対象業務が複数の業種、部門にわたる場合は主たる業務に応じた業種、部門とする。ただし、家屋調査は事業損失部門又は物件部門とする。以下同じ。）について、契約規程第4条の規定に基づく有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 地域要件は次のとおりとする。ただし、当該入札が特例規程の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

ア 市内業者を対象とする。ただし、準市内業者のうち、次に掲げる事項をすべて満たすものについては、市内業者に準じて取り扱うことができるものとする。

(ア) 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であること。

(イ) 岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業者数が10人以上であること。

(ウ) 岡山市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

イ アでは当該入札に参加可能な者の数（以下「入札参加可能者数」という。）が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できない場合等特に必要があると認めるときは、市内業者及び準市内業者を対象とする。

ウ 上記ア又はイでは入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できない場合等の特に必要なと認めるときは、市内業者、準市内業者及び市外業者を対象とする。

- (4) 対象業務について、次の区分に応じた要件を満たす者であること。ただし、技

術上の必要がある場合その他契約の履行に当たり必要があると認めるときは、この限りでない。

ア 設計金額 200 万円以上の土木関係建設コンサルタント業務は、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）に基づく登録を受けている者とする。

イ 設計金額 200 万円未満の土木関係建設コンサルタント業務は、アに掲げる者を除く市内業者とする。

ウ 地質調査業務は、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）に基づく登録を受けている者とする。

エ 補償コンサルタント業務は、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）に基づく登録を受けている者とする。

オ 測量業務は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量業者登録を受けている者とする。

カ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく建築士事務所登録を受けている者とする。

(5) 岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。

(6) 対象業務が、岡山市水道局建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（平成 20 年市水道局訓令第 19 号。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）第 2 条第 4 号の低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査実施要綱第 15 条の規定による入札参加制限に該当する者でないこと。

2 管理者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができるものとする。

(1) 同種業務又は類似業務の実績

(2) 配置予定技術者の資格、業務の経験等

(3) その他契約の履行に当たって必要があると認める事項

3 管理者は、前項各号に掲げる資格要件のいずれにも定めがなく、かつ、当該入札に参加可能な市内業者数が 10 者以上ある場合は、第 1 項第 3 号アただし書の定め

にかかわらず，市内業者を対象として地域要件を定めるものとする。

（入札の方法）

第5条 一般競争入札は，次の各号に掲げる区分に従い，当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし，管理者が特に必要があると認めた場合は，この限りでない。

(1) 特例規程の適用を受けるもの 岡山市水道局建設コンサルタント業務等郵便入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第23号。以下「郵便入札実施要綱」という。）の規定に基づく郵便入札

(2) 前号以外のもの 岡山市水道局建設コンサルタント業務等電子入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第43号。以下「電子入札実施要綱」という。）の規定に基づく電子入札

（入札の公告）

第6条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは，契約規程第5条に定める公告（以下「公告」という。）をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（参加資格確認申請書等の作成）

第7条 入札参加者は，あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「添付書類」という。）を作成しておかなければならない。

2 前項に規定する申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の書式は，インターネット上の局のホームページからダウンロードするものとする。

3 管理者は，必要があると認めるときは，申請書等の作成について説明会を実施することができるものとする。

（設計図書の閲覧等）

第8条 対象業務の仕様書，内訳書，図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）は，公告した日から開札日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 入札参加者は，設計図書に関して質問があるときは，公告において指定する期間内に管財課に対してファクシミリにより質問をすることができる。

3 前項の質問があったときは、管理者は、公告において指定する日から開札日の前日まで質問内容及び当該質問に対する回答をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(設計図書の取得)

第9条 入札参加者は、前条第1項に規定する設計図書を、公告した日から入札書提出締切日時までの間に、インターネット上の局のホームページからダウンロードすることにより取得するものとする。

(入札・開札・落札者決定手続等)

第10条 一般競争入札に係る入札書の提出方法、開札手続、入札参加資格の確認方法、落札者の決定手続等については、郵便入札実施要綱又は電子入札実施要綱に定めるところによる。

(契約情報の公表)

第11条 一般競争入札に係る契約情報については、岡山市水道局契約情報公表要領(平成19年市水道局訓令第25号)第7条第2項の規定により、インターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第12条 管理者は、一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 開札前に入札参加者(無効札となった者を除く。)がない場合は、入札を中止し、開札後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行し、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。ただし、第3条第1項第3号ア(ウ)の規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成 20 年市水道局管理規程第 21 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局管理規程第 17 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局管理規程第 21 号）

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局管理規程第 27 号）

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成 22 年市水道局管理規程第 13 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成 26 年市水道局管理規程第 7 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（平成 28 年市水道局管理規程第 7 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則（令和 6 年市水道局管理規程第 2 0 号）

この規程は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。